

## 桜井市の水道料金設定の考え方

地方公営企業である水道事業は、独立採算で運営されており、その経営の基盤は水道料金収入が主たる財源となっています。水道料金の設定には、過去の需要実績と合理的な将来給水需要予測をもとに、あらかじめ料金算定期間（概ね3年～5年）を設定、その期間内の建設投資や更新需要による投資的費用と能率的な経営下における経常費用（\*1）を算出（総括原価という）のうえ、健全経営を維持していくため、その総括原価を賄えるように水道料金を設定し、水道使用者の皆様に均等に、ご負担いただいているものです。

\*1：経常費用とは、人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、支払利息等

◇下記は、水道料金改定時の改定率の考え方を示したものです。

(1) 料金原価算定期間  
5年間

(2) 料金原価算出方式  
総括原価方式

(3) 料金体系  
口径別逦増型料金

(4) 総括原価の算出  
算定期間5年の総費用－料金以外の収入＝総括原価

$$\left( \frac{\text{総括原価}}{\text{改定前料金による収入予定額}} - 1 \right) \times 100 = \text{改定率} (\%)$$